

練馬区まちづくり条例における一時停車空地の整備運用基準

令和4年3月28日

3練都調第1011号

(趣旨)

第1条 この指針は、練馬区まちづくり条例(平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。)別表第2に規定する一時停車空地(以下「一時停車空地」という。)の基準に関する事務取扱を円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この整備運用基準における用語の意味は、条例の例による。

(一時停車空地の基準)

第3条 一時停車空地について、つぎのとおり取り扱うものとする。

(1) 一時停車空地は計画地内の平坦な場所に設置すること。

(2) 一時停車空地は主要出入口から歩行距離10メートル以下となるように設置すること。

(3) 敷地の位置または形態により、前号の定める位置に一時停車空地が設置できない場合は、前号の規定にかかわらず、一時停車空地から主要出入口までに至る経路の幅員が1メートル以上の通路を設け、物品等の搬出入に支障のないものとする。なお、通路が屈折する際には、屈折部に十分な空間を確保すること。

(4) 敷地の位置または形態により第2号または前号の規定を満たすことが困難な場合は、第2号または前号の規定中「主要出入口」を「主要出入口以外の出入口」と読み替えるものとする。この場合において、主要出入口以外の出入口には、インターフォン等を設置すること。

(一時停車空地の表示)

第4条 一時停車空地は、表示等でその場所を明示するものとする。

(適用除外)

第5条 条例第2条第7号の3に規定する大規模長屋等の建築については、第3条第2号から第4号までの規定は適用しない。

付 則

この整備運用基準は、令和4年4月1日から施行する。